

『 公共建築工事標準単価積算基準 』

【平成28年12月改定部分 対比表】

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築工事標準単価積算基準の改定について

第1編 総則

改定

現行

第1編 総則

- 1 基本的事項
この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。
- 2 単価及び価格の算定
単価及び価格の算定については次による。
(1) 材料価格等
材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
(2) 複合単価
複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。
イ、材料単価
材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
ロ、労務単価
労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。
ハ、機械器具費
機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。
ニ、仮設材費
仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。
(3) 市場単価
市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工程に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。
(4) 上記以外の単価及び価格
上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

第1編 総則

- 1 基本的事項
本基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。
- 2 単価及び価格の算定
単価及び価格の算定については次による。
(1) 材料価格等
材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
(2) 複合単価
複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。
イ、材料単価
材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
ロ、労務単価
労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。
ハ、機械器具費
機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。
ニ、仮設材費
仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。
(3) 市場単価
市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工程に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。
(4) 上記以外の単価及び価格
上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

公共建築工事標準単価積算基準の改定について

第1編 総則

改定

現行

3 歩掛り
 「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。
 (1) 材料
 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。
 (2) 労務
 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。
 (3) 機械器具
 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。
 (4) その他
 「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表3-1-1～3の工種毎の率による。
 4 単価及び価格の適用
 単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。
 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格を含む。
 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格に含む。
 (5) 材料及び機器等の場重に要する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格に含まない。

5 設計変更時の取り扱い
 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

3 歩掛り
 「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。
 (1) 材料
 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。
 (2) 労務
 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。
 (3) 機械器具
 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。
 (4) その他
 「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表3-1-1～3の工種毎の率による。
 4 単価及び価格の適用
 単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。
 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格に含む。
 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格に含む。
 (5) 材料及び機器等の場重に要する費用は、別に定める場合を除き、単価施工当りに必要となる単価及び価格に含まない。

5 設計変更時の取り扱い
 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

⑥ 分別発注の取り扱い
 未定一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分別して発注する場合の後から発注する工事（以下「後工事」という。）の、工事費算定に用いる単価及び価格は、~~後工事の工事費積算時の単価及び価格とする。~~

公共建築工事標準単価積算基準の改定について

第1編 総則

改定

現行

表3-1-1 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率相対数	備考
建築工事	仮設	20~30%	労、遣	
	土工	20~30%	労、遣	
	地盤	20~30%	労、遣	
	鉄筋	20~30%	労、遣	
	コンクリート	20~30%	労、遣	
	型枠	18~26%	材、労、遣	
	鉄骨	20~30%	労、遣	
	既設コンクリート	15~23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含まない
	防水	15~23%	材、労、遣	
	石	16~24%	労	
	タイル	16~24%	材、労	材にセメント、細骨材は含まない
	木工	20~30%	労	
	屋根及びとい	15~23%	材、労、遣	
工 事	金属	15~23%	材、労	
	左官	10~27%	労	
	建具(建具取付)	15~24%	労	
	建具(ガラス)	15~23%	材、労	
	塗装	18~30%	材、労、遣	
	内外装	15~23%	材、労、遣	材にセメント、細骨材は含まない
	仕上ユニット	20~30%	労	
	構内補装	18~26%	材、労、遣	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含まない
	袖環(樹木算以外)	18~26%	材、労、遣	材に芝を含む
	袖環(樹木算)	上記決定率×0.7	材	材に地盤料を含む
	撤去	20~30%	労、遣	
	外壁改修	20~30%	労	
	とりこわし	20~30%	労、遣	

注 1. 表中の「材」は「労務費」、「遣」は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 既設の「その他」の率には括弧置、格別処理を含むものとする。
 3. 取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-1 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	備考
建築工事	仮設	(労)×(12~20%)	
	土工	(労+遣)×(12~20%)	
	地盤	(労+遣)×(12~20%)	
	鉄筋	(労+遣)×(12~20%)	(材)は中品管理費を含む
	コンクリート	(労+遣)×(12~20%)	
	型枠	(材+労+遣)×(12~20%)	
	鉄骨	(労+遣)×(12~20%)	
	既設コンクリート	(材+労)×(10~15%)	
	防水	(材+労)×(10~15%)	(材)は中品管理費を含む
	石	(材+労)×(10~15%)	
	タイル	(材+労)×(10~15%)	
	木工	(労)×(12~20%)	
	屋根及びとい	(材+労)×(10~15%)	
工 事	金属	(材+労)×(10~15%)	
	左官	(労)×(10~15%)	
	建具(建具取付)	(労)×(10~15%)	
	建具(ガラス)	(材+労)×(10~15%)	
	塗装	(材+労+遣)×(13~18%)	
	内外装	(材+労)×(10~15%)	
	仕上ユニット	(労)×(12~20%)	
	構内補装	(材+労+遣)×(10~20%)	(材)に芝を含む
	袖環(樹木算以外)	(材+労+遣)×(10~20%)	(材)に地盤料を含む
	袖環(樹木算)	(材)×(上記決定率×0.7)	
	撤去	(労)×(12~20%)	
	外壁改修	(労)×(12~20%)	
	とりこわし	(労)×(12~20%)	

(注) 1. 表中「材」は「材料費」、「労」は「労務費」、「遣」は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 既設の「その他」の率には括弧置、格別処理を含むものとする。
 3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

公共建築工事標準単価積算基準の改定について

第1編 総則

改定

現行

表3-1-1-2 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率	備考
電	配管工事	20~30%	労	
	配線工事	20~30%	労	
	接地工事	20~30%	労	
	塗装工事	18~20%	材、労、運	
	機器搬入	20~30%	労、運	
	電灯設備	20~30%	労	
	動力設備	19~27%	労	
	雷保護設備	20~30%	労	
	変電設備	19~27%	労	
	電力貯蔵設備	19~27%	労	
気	架空線路	20~30%	労	
	地中線路	20~30%	労	
	構内交換設備	19~27%	労	
	情報表示・拡声設備	19~27%	労	
	誘導支援設備	19~27%	労	
	テレビ共同受信設備	19~27%	労	
	監視カメラ設備	19~27%	労	
	火災報知設備	20~30%	労	
	撤去	20~30%	労、運	
	機器搬出	20~30%	労	
設	はつり工事	20~30%	労	
	配管工事	(労) × (12~20%)		電線管
	配線工事	(労) × (12~20%)		電線
	接地工事	(労) × (12~20%)		接地端子盤等
	塗装工事	(材+労+運) × (13~18%)		
	機器搬入	(労) × (10~20%)		照明器具、電線器具
	電灯設備	(労) × (12~20%)		照明器具
	動力設備	(労) × (10~18%)		電動機等
	雷保護設備	(労) × (12~20%)		避雷針等
	変電設備	(労) × (10~18%)		配電盤等、変圧機、トランス等
備	電力貯蔵設備	(労) × (10~18%)		蓄電池等
	架空線路	(労) × (12~20%)		電柱、柱上変圧器、架空明電器等
	地中線路	(労) × (12~20%)		電線管
	構内交換設備	(労) × (10~18%)		端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	(労) × (10~18%)		時計、テレビカ、表示器等
	誘導支援設備	(労) × (16~18%)		パネル、ホラ等
	テレビ共同受信設備	(労) × (10~18%)		テレビ受診機等
	監視カメラ設備	(労) × (10~18%)		カメラ等
	火災報知設備	(労) × (10~18%)		火災受信機等
	撤去	(労) × (12~20%)		
工	機器搬出	(労) × (10~20%)		
	はつり工事	(労) × (12~20%)		

(注) 1. 表中の(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(運)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-2 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	備考
電	配管工事	(労) × (12~20%)	電線管
	配線工事	(労) × (12~20%)	電線
	接地工事	(労) × (12~20%)	接地端子盤等
	塗装工事	(材+労+運) × (13~18%)	
	機器搬入	(労) × (10~20%)	照明器具、電線器具
	電灯設備	(労) × (12~20%)	照明器具
	動力設備	(労) × (10~18%)	電動機等
	雷保護設備	(労) × (12~20%)	避雷針等
	変電設備	(労) × (10~18%)	配電盤等、変圧機、トランス等
	電力貯蔵設備	(労) × (10~18%)	蓄電池等
気	架空線路	(労) × (12~20%)	電柱、柱上変圧器、架空明電器等
	地中線路	(労) × (12~20%)	電線管
	構内交換設備	(労) × (10~18%)	端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	(労) × (10~18%)	時計、テレビカ、表示器等
	誘導支援設備	(労) × (16~18%)	パネル、ホラ等
	テレビ共同受信設備	(労) × (10~18%)	テレビ受診機等
	監視カメラ設備	(労) × (10~18%)	カメラ等
	火災報知設備	(労) × (10~18%)	火災受信機等
	撤去	(労) × (12~20%)	
	機器搬出	(労) × (10~20%)	
事	はつり工事	(労) × (12~20%)	

(注) 1. 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(運)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

公共建築工事標準単価積算基準の改定について

第1編 総則

改定

現行

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率改定	備 考
機	各種配管工事	20~30%		労務費にははつり補修費を含む
	配管付商品	19~27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
械	保温工事	18~20%	材、労、量	
	塗装工事	18~26%	材、労、量	
設	機器搬入	20~30%	労、量	
	総合調整	20~30%	労	
備	空気調和機器	19~27%	労	ボイラ、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	18~24%	材、労、量	
工	ダクト付商品	19~27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー等
	ダクト付商品 (なお2.4課示)	18~26%	材、労	
事	自動制御設備	19~27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20~30%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、浄水器、消火器具類等
機	樹	19~27%	労	ため樹、インバート樹、弁類等
	撤去	20~30%	労	
機	配管分岐・切断	20~30%	労	取合出額分は取外外
	機器搬出	20~30%	労、量	
工	はつり工事	20~30%	労	
	ダクト端部閉塞	18~24%	材、労	
事	インバート改修	19~27%	労	

(注) 1. 表中の「材」は「材料費」、「労」は「労務費」、「量」は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	備 考
機	各種配管工事	(労) × (10~20%)	労務費にははつり補修費を含む
	配管付商品	(労) × (10~18%)	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
械	保温工事	(材+労+量) × (12~20%)	
	塗装工事	(材+労+量) × (13~18%)	
設	機器搬入	(労) × (10~20%)	
	総合調整	(労) × (10~20%)	
備	空気調和機器	(労) × (10~18%)	ボイラ、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	(材+労+量) × (8~15%)	
工	ダクト付商品	(労) × (10~18%)	吹出口、吸込口、ダンパー等
	自動制御設備	(材+労) × (10~18%)	労務費には自動制御機器調整費を含む
事	衛生器具	(労) × (12~20%)	タンク、ポンプ、厨房器具、浄水器、消火器具類等
	樹	(労) × (10~18%)	ため樹、インバート樹、弁類等
機	撤去	(労) × (12~20%)	
	配管分岐・切断	(労) × (10~20%)	取合出額分は取外外
工	機器搬出	(労) × (10~20%)	
	はつり工事	(労) × (12~20%)	
事	ダクト端部閉塞	(材+労+量) × (8~15%)	
	インバート改修	(労) × (10~18%)	

(注) 1. 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(量)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。